

北アルプス山小屋の 消防設備等の設置指導

高山市消防本部予防課 瀧上昌彦



高山市の概要

高山市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置する。平成17年2月1日に近隣9町村（丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村）と合併し、現在の高山市が誕生した。

周囲を長野県、富山県、福井県、石川県に囲まれ、東西に約81km、南北に約55km、面積が、2,177.67㎡の日本一広い市である。また面積の約92%は森林で占められ、山や川、渓谷、峠などで地理的に分断され、標高差も2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいる（標高の最高は奥穂高岳の3,190m、最低は436m）。

また高山市は、「心のふるさと飛騨高山」として、城下町の中心、商人町として発達した上町、下町の町並を合わせた古い町並、からくり人形など飛騨の匠の技による華麗な屋台

が引き回される春と秋の高山祭、江戸時代から続く2カ所の朝市などが、多くの観光客を惹きつけている。

高山市消防本部の概要

高山市消防本部は、高山市と合掌造集落で



高山祭屋台

有名な大野郡白川村を管轄し、1署3分署4出張所、消防職員151人の体制で組織され、管内人口は、約96,000人である。

当本部は、市町村合併により高山市北東部（旧上宝村）の槍ヶ岳や穂高連峰などの中部山岳国立公園内の北アルプス（飛騨山脈）地域の一部が管内となった。

その管内を担当する高山消防署上宝分署は、旧上宝村だった高山市奥飛騨温泉郷と上宝町に約180件の観光旅館などの特定対象物を管轄している。

北アルプス

北アルプスは、南北に直線で約100kmに及び、標高約3,000mの山々が連なっている。

東は長野県、西は岐阜県と富山県、そして北東の一部が新潟県にまたがっている。

岐阜県側からは、毎年1万5,000人前後が夏山に登っている。

山小屋

この北アルプスの当本部管内には、9つの宿泊のできる山小屋がある。

山小屋の所有者は個人や法人で、土地は国立公園や国有林内にあることから、土地の使用料を国に払い、建物の新築・増改築などの際は国立公園を管理する環境省や林野庁の許



高山市消防本部管内図

可が必要となる。

山小屋は、悪天候の時には避難所の役割も果たしており、泊まりに来た人を、いつでも誰でも受け入れることになっている。

水源は、雪解け水や雨水を貯めて使用しており、このため飲料水は保健所の指導で塩素消毒がされて用いられている。

電気は、昼間に工事現場などで使用している可搬型発電機を稼働させてバッテリーに充電し、夜間等に使用している。

営業期間は、5月から10月末までで、冬季は閉鎖しているが、通年で営業している山小屋もある。



高山市消防本部庁舎

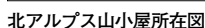


奥穂高の山小屋

当本部の山小屋査察は、年間計画に基づいて2名1組の編成で、山岳路の雪が消え気候が安定する8月下旬から9月初旬にかけて実施している。山小屋査察は、イコール登山なので、登山靴、リュック、登山服などの山登りの装備が必要となり、さらに、片道5時間以上かかる山小屋や途中で悪路となっている箇所もあることから、安全な登山計画を立てて実施している。こうしたことから、山小屋査察は日帰りで往復ができないことが多く、そのまま山小屋に宿泊客として泊ることになり、立入検査に体力と経験が必要となる。

防火対象物の概要

- 用途：(5)頂イ、山小屋
- 構造・規模：構造木造、階数地上2階、延面積880㎡
- 収容人員：172人



山小屋査察の服装

※従業者の数（ピーク時）20人と、3㎡あたり1人で計算し、宿泊室135人、その他の部分17人の合計

指導經過

平成4年7月28日に「本館」として木造2階建、677.38㎡、「別館」として木造2階建193.78㎡の2棟が新築され、消火器、誘導灯、自動火災報知設備、さらに任意に放送設備を設置したことから、竣工検査を実施して、検査済証を交付した。

査察は、平成4年から3年に1回の査察を実施していた。

平成16年8月30日の査察において、別棟になっていた本館と別館を渡り廊下で接続していることを確認し、屋内消火栓設備の設置義務対象になったことから、査察結果通知書により「屋内消火栓設備が未設置」を指導した。

次の査察は、3年後の平成19年8月30日に立入査察を実施し、「屋内消火栓設備が未設置」である旨の指示書を交付して指導した結果、平成19年10月13日に改善計画書が提出された。内容は、「早期に設置できるよう検討し、順次実施予定です」とあった。

さらに、1年後の平成20年9月4日に立入査察を実施し、指示書で「パッケージ型消火設備を設置すること」を指導した。これに対し、同



設置されたパッケージ型消火設備の外観

年10月1日「来期中に設置を予定しております」との内容の改善計画書が送付された。

その後、翌平成21年8月21日に着工届が提出され、平成21年9月14日にパッケージ型消火設備3基の設置検査を実施し、検査済証を交付した。

平成22年9月5日に消防用設備等点検結果報告書により、各消防設備の点検に異常がないことも確認されて受理した。

まとめ

山小屋の消防用設備等の設置・維持に関しては、地理的条件や自然条件の厳しさの中で極めて困難なことである。山小屋まで徒歩で行くしかなく、片道1時間から5時間以上かかることや、水がないため生活用水や飲料水も不足することがあるため消防用水にまわせないこと、さらに、冬の寒さが厳しくマイナス20度以下になることなど、通常に想定される条件とはまったく異なることから、これら設備設置の指導においても現地に適した内容にしなければならない。

その中で、今回の設置指導に当たって、パッケージ型消火設備の適応温度はマイナス20度以上になっているが、本事例の山小屋は通年営業であることから、室内温度がマイナス20度以下になることはないとの判断で、パッ



パッケージ型消火設備の検査

ッケージ型消火設備の設置指導を行った。今後は、多数の宿泊客を泊めていることから消防用設備の必要性を理解してもらい、適正に維持管理してもらうように指導していく。

消防用設備等の設置を指導すると「来年には設置します」との返答はあるものの、翌年になっても設置しない例が多くある。本事例のように、指導書を交付後、冬の間は自然条件により設置できなかったが、翌年になり設置したように、山小屋関係者にあっても防火に対する意識は高いものがある。

何よりも、山小屋で火災が発生した場合の被害の深刻さを考え、今後も火災予防の指導に努めていきたい。

最後に、是非、北アルプスに登って山小屋に宿泊し、大自然の雄大さを感じてほしい。

そして、その山小屋においても地元消防により適正な検査がなされ、小屋の管理者により適切に防火管理がなされていることを理解していただきたい。

本原稿は、平成22年度全国消防長会東海支部違反是正事例発表会において紹介した事例を基に原稿を作成した。同じような山岳地帯の国立公園内などにある山小屋を、どのように査察し指導しているのか、この機会に該当する消防本部間の情報交換していただければ幸甚である。